

答 申 個 第 3 8 号

平成27年9月16日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月20日付け西区窓第101号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

異議申立人が持ち込んだ文書他1件の不存在による非開示決定についての異議申立てに対
する決定（諮問個第58号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年10月29日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「①西京区の戸籍の担当課に私が持ち込んだ私的公用文書？（メモを含）を情報公開して欲しい。具体的には文字の更正（転籍）届を出す前に確認の為、窓口男性に手渡しました。口頭で確認の上、そのメモを上司の課長に渡して頂きました。更正届出日（転籍日）はH23/6/10です。」「④相続綴より土地の評価証明書を課長は無断コピーした。」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、請求に係る文書を保有していないとして、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月12日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年1月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、以下の二つの文書である。

- ア 平成23年6月10日よりも前に異議申立人が西京区役所市民窓口課に持ち込んだ文書
- イ 異議申立人の相続綴から市民窓口課長がコピーした土地評価証明書の写し

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人が実施機関に持ち込んだ文書は多数存在するが、探索した結果、異議申立人

の転籍届出の日（平成23年6月10日）よりも前の日付の文書は保有しておらず、取得した記録もない。ちなみに、異議申立人からの平成26年2月3日付けの個人情報開示請求「H23/3～H24/3の間に持ち込んだ書類と受取人払いで郵送した書類一式が欲しい」に対して、異議申立人が持参した書類一式22件（平成23年6月10日分～平成24年1月4日分）を平成26年2月21日付けで開示済みであり、平成23年3月1日～6月9日の間に異議申立人が持参した文書を保有していないことは、異議申立人も承知のことである。

異議申立人に係る土地の評価証明書の写しについては取得した記録がなく、また、同文書を探索したが、見当たらない。

仮に、実施機関において異議申立人が持ち込んだ文書（本件アの文書）を取得し、ないし土地評価証明書のコピー（本件イの文書）を作成していたとしても、異議申立人の転籍及び文字の更正の届出（以下「転籍届等」という。）により、異議申立人の文字の更正（訂正）に係る対応は平成23年6月に完了しており、完了とともに廃棄した可能性が高い。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

西京区の事務引継ぎは雑です。

紛失したか、処分したかも分かりません。

一括処分（廃棄）するためまだ役所（倉庫を含む）にあるかもしれません。なんか仕事が雑です。「ある」のに「ない」と回答した。

①の条件を書いた私的公用文書を処分することはありえないので、もう一度ちゃんと探して下さい。

④の土地の評価証明書も引継ぎ書類の一部なのでと考えます。

私も張本人も役所内でファイルを確認しました。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる文書について

異議申立人が求めている文書は、以下の二つの文書である。

ア 平成23年6月10日より前に異議申立人が戸籍の文字訂正のために実施機関に持ち込んだ文書

イ 異議申立人が戸籍の文字訂正の例を示すために実施機関に持ち込んだ「相続綴」の中の土地評価証明書を実施機関の職員がコピーしたもの

(2) 本件処分について

実施機関は、平成23年3月～24年3月に異議申立人が持ち込んだ書類等一式との請求に対し、平成26年2月21日付けで22件の文書（平成23年6月10日分～平成24年1月4日分）を開示済みであり、平成23年3月1日～6月9日の間に異議申立人が持参した文書を保有していないことは、異議申立人も承知のことであるとする。

実施機関の説明によると、本件ア及びイの文書は保有しておらず、仮に異議申立人が主張するとおり取得していたとしても、平成23年6月10日の異議申立人の転籍届等の提出により廃棄した可能性が高いとのことである。また、この転籍届等の提出日までは異議申立人からの苦情等もなかったとのことである。

そうすると、転籍届等が出された日以後において、実施機関が文字の更正（訂正）の事務のために用いる文書を保有しておく必要性はなく、また、条例第12条第3項の規定により、実施機関には保有する必要がなくなった個人情報速やかに廃棄する義務があることから、廃棄した判断は当然のことであったと認められる。

よって、請求に係る公文書を保有していないという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年	2月20日	諮問（諮問個第57号）
	3月20日	実施機関からの理由説明書の提出
	7月22日	実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）
	8月26日	審議（平成27年度第5回会議）
	9月16日	審議（平成27年度第6回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）